

公益財団法人仙台市産業振興事業団

取扱機関	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	宮城県	仙台市
名称	事業再構築補助金	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	小規模事業者持続化補助金	IT導入補助金	事業承継・引継ぎ補助金	中小企業等再起支援事業補助金	中小企業チャレンジ補助金
概要	ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するもの。	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等や、業況の厳しい事業者やデジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して支援するもの。	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの。	生産性の向上に資するITツールの導入や、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けつつも生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度への対応も見据えつつ企業間取引のデジタル化を推進するもの。	事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者及び、再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業・小規模事業者を支援するもの。	コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響によって業績が悪化し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制等に関する新たな取組を支援するもの。	仙台市内事業者が社会の変化に適應するために取り組む新規のプロジェクトや業態転換に要する経費の一部を補助するもの。
対象者	中小企業 中堅企業（資本金等の総額が10億円未満）	中小企業、小規模事業者等	小規模事業者	中小企業、小規模事業者等	中小企業者等（中小企業及び個人事業主）	・県内に本社・本店、または住所を有する中小企業・小規模事業者 ・県内に主たる事務所を有し、一定の要件を満たす特定非営利活動法人 ・県外に本社・本店、または住所を有する中小企業・小規模事業者、一定の要件を満たす特定非営利活動法人であって県内で飲食店を営業し、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得した者	・中小企業者等・・・仙台市内に本店又は主たる事務所の登記を行っていること及び資本金の額等が10億円未満の法人 ・個人事業者・・・仙台市内に住民登録があること又は市内に施設を所有・賃借し当該施設で事業を行っていること
要件等	・「事業再構築指針」に沿った事業計画を作成し、認定経営革新等支援機関の確認を受けること。 ・補助事業終了後3～5年で付加価値額を年率平均3.0%～5.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額を年率平均3.0%～5.0%以上増加させること。＊付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費	・中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等であること。 ・事業計画期間において、①給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、②事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準にする、③事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させる、事業計画を策定し従業員に表明していること。	・策定した「経営計画」に基づいて実施する地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。	・あらかじめ事務局に登録された「IT導入支援事業者」が提供するITツール（事務局に登録されているもの）を導入すること。 ・通常枠においては、補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年度の伸び率が3%以上、3年後の伸び率が9%以上の実現可能かつ合理的な生産性向上を目標とした計画を作成すること。また、B類型においては事業計画期間において、①給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、②事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること。	【経営革新】経営者の交代又は事業再編・事業統合等を契機として、承継者が引き継いだ経営資源を活用して行う経営革新・生産性向上等に係る取組。 【専門家活用】事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後にシナジーを活かした経営革新等を行うこと。地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合によりこれらが第三者により継続されること。 【廃業・再チャレンジ】事業承継やM&Aに伴う廃業、経営者の交代又はM&A等を契機として承継者が行う経営革新等に伴う廃業、新たなチャレンジをするために行う既存事業の廃業。	・令和4年8月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30%以上減少していること。又は直近決算期の「売上高」が対前期比で減少しており、かつ、直近決算期の「売上総利益率」が対前期比で10%以上減少していること。 ・コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響から再起を図るための販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制及びこれらの取組に併せて行う感染防止対策の経営計画を策定していること。 ・所定の期限までに創業していること。＊売上減少要件等により異なる。	・社会の変化に適應するため、①新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供すること、又は②製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更すること。 ・令和4年5月から令和5年4月までの任意の1ヵ月（対象月）の売上高が、前3か年における任意の同月（基準月）の売上高と比較して10%以上減少していること。＊特別枠は加えて売上総利益（又は営業利益）も10%以上減少していること。 ・当該事業について交付の申請を行う前に、公益財団法人仙台市産業振興事業団の設置する仙台市中小企業応援窓口に相談を行うこと。
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、（産業構造転換枠のみ廃業費）	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、（グローバル市場開拓枠のみ海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費）	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出張費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費	【通常枠】ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費 【デジタル化基盤導入枠】ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費（ソフトウェアの導入と併せて購入する場合に限る）	【経営革新】設備投資費用、店舗・事務所の改築工事費用、等 【専門家活用】M&A支援業者への手数料、デューデリジェンス費用、等 【廃業・再チャレンジ】廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、等	広報費、展示会等出張費、開発費、機械装置等費、外注費	建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、旅費、開発費、資料購入費、設備処分費、感染防止対策費
補助率、 補助上限	【成長枠】 補助上限：従業員20人以下2,000万円、21人～50人以下4,000万円、51人～100人以下5,000万円、101人以上7,000万円 補助率：中小企業1/2(大規模な賃上げを行う場合は2/3)、中堅企業1/3(大規模な賃上げを行う場合は1/2) 【産業構造転換枠】 補助上限：従業員20人以下2,000万円、21人～50人以下4,000万円、51人～100人以下5,000万円、101人以上7,000万円 補助率：中小企業2/3、中堅企業1/2 【物価高騰対策・回復再生応援枠】 補助上限：従業員5人以下1,000万円、6人～20人以下1,500万円、21人～50人以下2,000万円、51人以上3,000万円 補助率：中小企業2/3(一部3/4)、中堅企業1/2(一部2/3) 【最低賃金枠】 補助上限：従業員5人以下500万円、6人～20人以下1,000万円、21人以上1,500万円 補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3 【グリーン成長枠】 補助上限：中小企業4,000万円～1億円、中堅企業1億円～1.5億円 補助率：中小企業1/2(大規模な賃上げを行う場合は2/3)、中堅企業1/3(大規模な賃上げを行う場合は1/2) 【サプライチェーン強靱化枠】補助上限：5億円 補助率：中小企業1/2、中堅企業1/3	【通常枠】 補助上限：従業員5人以下750万円、6人～20人以下1,000万円、21人以上1,250万円 補助率：中小企業1/2、小規模事業者・再生事業者2/3 【回復型賃上げ・雇用拡大枠】 補助上限：従業員5人以下750万円、6人～20人以下1,000万円、21人以上1,250万円 補助率：2/3 【デジタル枠】 補助上限：従業員5人以下750万円、6人～20人以下1,000万円、21人以上1,250万円 補助率：2/3 【グリーン枠】 補助上限：従業員5人以下750万円～2,000万円、6人～20人以下1,000万円～3,000万円、21人以上1,250万円～4,000万円 補助率：2/3 【グローバル市場開拓枠】 補助上限：3,000万円 補助率：中小企業1/2、小規模事業者2/3	【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3 【賃金引上げ枠】【卒業枠】 補助上限：200万円 補助率：2/3（賃金引上げ枠において赤字事業者は3/4） 【後継者支援枠】【創業枠】 補助上限：200万円 補助率：2/3 ＊インボイス特例 インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	【通常枠】 ＜A類型＞補助上限：150万円（下限5万円） 補助率：1/2 ＜B類型＞補助上限：450万円（下限150万円） 補助率：1/2 【デジタル化基盤導入枠】 ＜ITツール（会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト）＞ 補助上限：350万円 補助率：50万円以下3/4、50万円超～350万円2/3 ＜PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機＞ 補助上限：10万円 補助率：1/2 ＜レジ・券売機等＞ 補助上限：20万円 補助率：1/2	【経営革新】 補助上限：600万円（下限100万円）＊一定の賃上げを実施する場合は補助上限を800万円に引き上げ 補助率：1/2～2/3 【専門家活用】 補助上限：600万円（下限50万円） 補助率：1/2～2/3 【廃業・再チャレンジ】 補助上限：150万円（下限50万円） 補助率：1/2～2/3	補助上限：100万円（下限30万円） 補助率：2/3	【通常枠】 補助上限：200万円（下限50万円） 補助率：2/3 【特別枠】 補助上限：200万円（下限50万円） 補助率：3/4
スケジュール （申請期限）	令和5年6月30日 ＊令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定	令和5年4月19日 ＊以降の受付締切のスケジュールについては今後改めて案内	令和5年6月1日、9月7日 ＊以降の受付締切のスケジュールについては今後改めて案内	【通常枠】令和5年4月25日、6月2日 【デジタル化基盤導入枠】令和5年4月25日、5月16日、6月2日 ＊以降の受付締切のスケジュールについては今後改めて案内	【経営革新】令和5年5月12日 【専門家活用】令和5年5月12日 【廃業・再チャレンジ】令和5年5月12日 ＊以降の受付締切のスケジュールについては今後改めて案内	・令和5年5月31日	一般募集コース：令和5年5月31日 フォローアップコース：令和5年10月31日
申請方法	電子申請（Gビズ）	電子申請（Gビズ）	電子申請（Gビズ） ＊郵送申請は減点	電子申請（Gビズ）	電子申請（Gビズ）	郵送申請	郵送又はメール申請
申請窓口 問い合わせ先	事業再構築補助金事務局 0570-012-088	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053	商工会地区：各県の商工会連合会 商工会議所地区：03-6632-1502	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424	事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新）050-3615-9053 （専門家活用、廃業・再チャレンジ）050-3615-9043	宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局 022-266-3821	仙台市中小企業チャレンジ補助金事務局 022-395-9155